

第3回 安曇野市地下水保全対策研究委員会 地下水資源強化部会 会議概要

【日時】 平成24年4月20日(金) 午前9時00分～11時30分

【場所】 穂高総合支所 3階 第3会議室

【出席者】 部会委員9名 オブザーバー2名(正副委員長2名)
コンサル業者(八千代(コンサル)エンジニアリング)2名
生活環境課4名 傍聴者5名(内、報道2名)

【会議事項】

1. 開 会
2. 議事
 - (1) 部会長挨拶
 - (2) 部会討論
3. 閉 会

【議 事】

(1) 部会長挨拶

山下係長:定刻となったので、部会を始める。

部会長(二木委員):実現性の高い方策について検討を進めていきたい。よろしく願います。

山下係長:委員の変更があるので連絡する。また、上條副部会長および星野委員が欠席との連絡を頂いている。

小倉部長:委員会メンバーの変更について報告する。

- ・国土交通省千曲川河川事務所の副所長が山田様に
- ・長野県松本地方事務所環境課長が神事様に
- ・長野県水産試験場の場長が田原様に
- ・遠藤先生の所属が筑波大学から大阪府立大学に
- ・行政職員で総務課長が平川に
- ・担当として大向が課長に、塚田が課長補佐に、山下が係長になる。

山下係長:部会長の議事進行をお願いします。

部会長:まず、手元の資料P1により、これまでの流れの概要を説明する。本日は、「幅広い方策の検討」「取水ルールの骨組み」「水質保全の骨組み」について検討することを目的とする。

資料について、八千代(コンサル)が説明する。

(2) 部会討論

八千代(コンサル):資料(P2～P5)説明

部会長:地下水利用状況について説明を受けた。質問はあるか。自分としては、使用量が減少していることが気になった。特に質問が無ければ、資料説明を続ける。

八千代:資料(P6～P17)説明

部会長:資料 P6～幅広い方策について整理されているが、その前に検討が必要な事項があったため、それについて議論したい。資料 P17(議事録)を参照頂きたい。協力金単価を設定するために、農政部局による臨時部会を実施した。転作田湛水の単価として 16,500 円/10a/2 ヶ月とした。また、その取組み主体として、市が考えていることについて説明願う。

大向課長:水資源対策協議会について説明。次回委員会で具体化した資料を提示したい。当面の実施団体が担当する事項として、「涵養に関する利害関係の調整」「透明性を確保した資金管理」を軸としながら、現地確認や農家の手配、協力金の支払いなどの事務を行うことを想定。市で基金や特別会計を設定する方法もあるが、それぞれ課題があると判断した。当面の運用において、柔軟かつ機動的な対応ができる団体として適切と想定している。

組織は、会長を市長、副会長を副市長が務め、庁内横断に部局が含まれるほか、国・県をはじめとして関係団体が入っている。また、市から補助金が出ている。

熊本の事例では、財団法人化している。将来の広域化等に関連して、第 2 段階として検討したいが、当面は協議会での対応の妥当性が高いと考えている。

部会長:質問はあるか。

委員:協議会で対応する場合、将来的に大町市等と一緒にになるときに課題があるのではないかと。市単独でやるということについて疑問である。

部会長:従来からご指摘頂いている点である。論点として 2 点あると考えられ、分けて検討すべきと考える。1 点目の広域での体制については、市でも中信 4 市を中心に検討が進められている。また、2 点目の、市内のみを対象とすることについて、協議会は、元々、市内を対象とした組織であること、また、現在進められている検討が市内を対象としていることから特に問題はないのではないかと。

大向課長:中信 4 市による地下水保全協議会が設立された。またその後 7 町村にも声をかけており、アルプス地域地下水保全協議会として、全体としては賛同頂いている。ただし、認識等は各自治体で異なっていることから、将来的には地域共通の統一ルールとしていきたいが、まずは市としての取組みを進めていきたいと考えている。

部会長:市としてできること、また地域として進めるべきことにそれぞれ取り組むことが重要。

部会長:資料 P17 の単価設定について、答申可能か意見を聞きたい。

委員(土地改良区):単価設定は妥当と考える。

部会長:単価および団体について、部会として答申して良いか。

～異議なし～

部会長:部会として以下を答申する。

1. 転作田湛水等は安曇野市水資源対策協議会を当面の実施団体と位置づけて取り組む

2. 協力金の単価は 1.65 万円/10a/2 ヶ月とする

部会長:幅広い取組みについて検討を進めたい。慣行水利権についてはどうか。

委員(市農林部):資料説明。渓流から流水に慣行水利権がある場合もあり、完全に把握できないところもある。許可水利権と慣行水利権があり、許可水利権はかんがい目的のため、非かんがい期に利用するのは困難な状況。慣行水利権は、非かんがい期にも権利が認められており、冬水田んぼ等へ利用できる可能性があるのではないかと。

部会長:非かんがい期の活用は可能か？

委員(千曲川河川事務所):慣行水利権であっても、原則として定められた目的に沿った利用しか

できないのではないか。

部会長:新たに申請することはどうか。

委員:これまでの利用され方が重要。申請の挙げ方にもよるが、通常の水利権申請と同様の評価等となると考えられる。

部会長:活用可能な水自体はあると考えられることから、犀川からの新規取水とは条件が異なるのではないか。

委員:例えば水無川と呼ばれる河川もある。水の流れが最終的に川にたどり着くならば、川への流入量が減ることによる影響も考える必要がある。何であれ利用目的の整理は必要。

藤縄会長:河川管理者はだれか。

委員(市上下水道部):許可は国で、管理は県である。

藤縄会長:地下水の利用・管理が適正か?という視点は、本委員会・部会での大きな意義である。具体には、適正な調査が進められているか、ある意味無駄となっている水の流れはないか?などの視点から活用できる水を使うということは大切。水循環基本法の検討が進められており、今後、ますます柔軟に対応することが必要と考える。必要に応じて国・県にお願いすることもあると考えられる。水利権は法案が通れば大きく変わると想定される。議論が重要。

部会長:県管理河川・高水の活用等に密接に関連する事項である。調査・申請に向けた更なる研究・検討が必要。市としてはどう考えているか。

大向課長:9月の市長への提言のために、方策メニューについて検討頂いている。市としては、委員会から挙げられた報告書を最大限踏まえ、対応を進めていきたい。また、その際には、庁内の関係部局の会議や、外部の専門家と連携した組織等の体制を確保し、実現性を高めていきたい。方策については、実行できるものから取り組んでいく。

委員:P9の砂利採取についてコメントしたい。砂利採取時の埋め戻しにより、粘土質の土壌(浸透しにくい)となる。また、有機物の流出もあるようで、アオミドロがでる。

委員(県建設事務所 代理):指摘内容は理解できる。影響している可能性はあると考えられることから、許可段階での検討が必要な可能性がある。

部会長:次回委員会で報告して欲しい。

藤縄会長:委員のご指摘はもっともである。目詰まり等により浸透が悪くなると洗うしかない。またアオミドロは、おそらく窒素が原因と考えられる。その解決の為には希釈が有効であり、近傍で水を放り込むことが重要。なお、埋め戻し材が原因となれば、それはまた別の対応が必要。

委員:自分の田圃の横の採取地では、埋め戻し材に気を遣っている。

部会長:採取場所により、おそらく相当の違いがあると考えられる。砂利採取の活用には課題もあるというご指摘として理解した。

委員:砂利採取に限定せず、高水などを恒久的に受け入れられる施設があればよいのではないか。いずれにしても泥水では目詰まりが課題となる。

部会長:部会としての答申を以下のとおりとしたいがどうか。

3.新たな水源の確保に取り組む

4.涵養池等の涵養施設の確保に取り組む

委員:冬水田んぼは、どのくらい「味」が向上するかという取組みであり、地下水涵養を目的と

はしていないことには留意が必要。

部会長:ご指摘のとおりである。ただし、地下水涵養は、本来の冬水田んぼの取組みにおけるデメリットということでもないことから、答申としてはよいのではないが。

委員:浸透に関するこれまでの議論はどのような経緯か。

部会長:諸々の検討を進めてきた状況。冬水を進めていくにあたり、水利権が課題であるとされ、その流れで水利権について検討を進めている。

委員:以前、県からの提案で、黒沢川の調節池の話もあった。うまく位置付けることはできないか。

委員:1ha 以上の大規模開発に伴う調整池整備などを活用することも一つの方法と考える。

藤縄会長:P8 の内容について、調整池等の文言を追記するとよいのではないか。

部会長:P13 までの内容について、答申とする。事務局は、表現の見直し・追記等を進め、答申としてとりまとめを進めて欲しい。

P14 (3.6 雨水浸透(貯留)施設の拡大)の議論に入りたい。

大向課長:状況説明。土地利用条例により、雨水の河川放流は、一部地域を除き認めていない。

部会長:制度としては位置付けがあるという状況は理解した。ただし、現実的な対応の面では異なるという指摘もこれまでに頂いている。

委員:雨水浸透の集水面積を整理するとよいのではないか。実際にどの程度涵養に資しているかを整理することが重要。

部会長:検討状況はどうか。

委員:小さな団地等の場合は、団地内で浸透施設が1箇所(共有)という状況もある。管理等も不明瞭となりやすいと考えられる。とりあえず、どの程度の効果があるかを整理することも重要。

部会長:個人的には、指導はしていても実行されておらず、市民の意識も低いのではないかと考えている。広報等が必要ではないか。

委員:団地を造った業者が柵を整備したと言う話は特に承知していない。

大向課長:補足する。「貯留施設」自体は、浸透機能はない。新しい宅地は、基本的にすべて雨水は浸透柵に流れるようになっていられると考えられる。団地においても、共有部分に共有柵が設置されるが、個別にはそれぞれ個別の柵が設置される。目詰まりについては、所有者個人の責務として対応すべきと考える。

部会長:個人の意識啓発が重要ではないか。これまでの施策に加えて、広報等を位置付けることはどうか。

藤縄会長:啓蒙活動はやった方がよい。ざっとした試算であるが、屋根の面積を100㎡として、年間降雨量を2,000mmとした場合、200t/年となる。ミネラルウォーター換算すれば3,000万円に相当する。

部会長:ソフト的な対策を追加することも含め、以下を答申したい。

5.雨水浸透(貯留)施設の拡大は市が主体となって取り組む

6.啓蒙・啓発活動を間接的な地下水資源強化の取り組みと位置づけ取り組む

部会長:P15 の議論に入る。取水ルールについて、「少量でない」などの表現について定義をどうするかは課題である。原則は届け出制とし、場合により協議を行うと言う内容である。

委員:確認したい。1ポツ目について、「周辺への影響」とは何か。2ポツ目において、少量に限

定しなくても良いのではないか。3 ポツ目について、5 年を待たずともすぐやることが重要ではないか。発行後すぐの方が望ましい。

八千代:1 ポツ目については、具体化できていない。タイス理論や取水実態を参考に、数字を決めていくことが必要と理解している。次回委員会で報告したい。

2 ポツ目については、全員対象が原則としても、一般家庭は極少量であり、届け出の負担が大きいので除外すると事務局で判断したものである。

3 ポツ目について、届け出自体は、すぐ取り組んでもらうつもりで記載している。ただし、周辺への影響等により協議するのは既得権もあるので時間をかけるという意味である。

委員: 了解した。

部会長: 市の条例化に関する考えを聞きたい。

大向課長: スケジュール的には、H25/3 には条例化し、H25/4 施行という流れを考えている。

1 ポツ目の影響評価は庁内会議や専門家会議等の場で検討したい。

2 ポツ目の「少量」の定義や図中の影響の有無の評価の具体的な深化は必要と考えており、コンサルタントに整理してもらう予定である。

藤縄会長: どのレベルの許可制とするかについて、涵養する水がどの程度かが大きい。「健全な水収支を守る」という立場から評価するように工夫が必要。

八千代: 総量規制等も参考に、どの程度の水を戻すか、という視点を含めた表現としたい。

委員: 取水をやめたら本当に水が戻るかということについて、そもそも疑問が残る。自分としては、用水路の三面張りが原因と思慮。

八千代: 地下水収支上、取水は約 5,500 万 t/年となっており、影響は大きい。それを辞めれば水収支は健全化すると考えている。

委員: 用水路に浸透用の穴をあけるなどは受け入れられない。

部会長: 地下水涵養の方法は、どのようなものであってもよいはず。そのための方策を議論している場として理解頂き、議論に協力を願う。実現性の高い方策として進めていくことが重要という立場から、眼前の課題を解決できる具体的な手法に関する検討が必要。

部会長: P15 の取水ルールについて以下を答申としたい。

- ・ 取水量を問わず取水者に対し設置の届け出を求める(人力取水を除く)
- ・ 新規取水により影響が生じる場合、市と協議する場合がある
- ・ 取水者には年毎の取水量の報告を求める(少量は免除するがその量は別途検討する)
- ・ 既存取水による影響に関しては、今後 5 年程度をかけて市と協議する場合がある

山下係長: P16 について補足する。明科の数値は何らかのトラブルによる特異値と判断している。

部会長: 硝酸性窒素以外の要素は大丈夫か?

大向課長: 市では、定期的に調査を行っている。28 箇所×2 回(湧水期・豊水期)/年。調査項目は、10 箇所 26 項目、18 箇所 10 項目である。トリクロロエチレン等は、28 箇所全てで分析している。その他の項目について、特に異常は認められていない。

委員: 水源は調査地点に含まれているか。水源のデータを比較できるとよい。

委員(市上下水道部): データは提供可能。事務局で整理して欲しい。

部会長: 次回までに、事務局でまとめて欲しい。発生源対策は何かあるか。

大向課長: 肥料や畜産の排水、生活雑排水等が該当する。H23 に調査を行った。次回委員会で報告する。

藤縄先生: 肥料については、方法が見えない。液体か固体かによっても異なる。海外では、穴の空いたホースを根にはわせ、集中的に液体肥料を届ける方策などが採られている。効率的である。一方、固体は無駄が多いと考えられる。

大向課長: 農政課が中心となって対応策を検討する。次回報告したい。

部会長: 水田については、元肥として、ピンポイントで肥料を配るやり方がある。果樹は、全域での固形散布が中心であり、対応の余地が大きいと考える。

委員: 有機農業で肥料自体は少なくなってきたと考えている。

委員: 水道の飲料水は、基準値を下回っており、よいという理解でよいのか。

大向課長: 基準値は、水道法・環境法ともに 10mg/L。近隣市等では、リンゴや畑作が盛んな地域では値が高く出ているところもあり、現時点では基準値を下回っているが、今後、高くないように今からの対応が重要。

部会長: P16 の内容について以下のとおり答申とする。

・水質汚濁・汚染は防止・軽減すべきである

・市として水質汚濁・汚染原因の解明に取り組んでいく

・新たな水質汚濁・汚染の顕在化を早期に検出するためモニタリングを行っていく

・地下水涵養による希釈を効果の高い対策と位置づけ取り組んでいく

委員: 資料内容(P8)について補足したい。市内には2級河川が流れておらず、基本1級河川である。よって、水利使用の許可者は国となる。

八千代: 確認の上、後日、質問させて欲しい。

部会長: 他にあるか。ないようなので、事務局に戻す。

藤縄会長: 水循環基本法案の条文(未定稿)を手元にお配りしている。これによれば地下水は「公水」となること、また事業者の責務等が記載されている。各自確認頂きたい。水循環対策のために地下水に対して何らかの法整備が行われることは確実であり、長野県の条例にも反映されるであろう。地下水の扱いが本質的に違ってきた時代を迎えているとの認識を持って頂きたい。

また、法の制定も念頭に、答申では、「市として基本計画をまとめるべき」という内容を追記することが重要。

山下係長: 全体を通した質問はあるか。第11回委員会は5/10 13:30~ 穂高総合支所 3Fで行う予定である。以上で作業部会を終了します。長時間の熱心な議論ありがとうございました。

以上